

# 令和4年度 市民税・県民税申告書の手引

市民税・県民税の申告とは、市民税・県民税を計算するために昨年中の収入や控除等を申告するものです。

この申告書をもとに計算した内容は、課税証明書(非課税証明書)、所得証明書の交付だけではなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定等にも影響があります。

下記のフローから、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかをご確認ください。

申告が必要な方は、次の4つのステップを確認し、期限内に申告をしましょう。

申告期限  
令和4年3月15日

- ステップ1 … 申告が必要かフローチャートで確認
- ステップ2 … 申告に必要な書類を確認
- ステップ3 … 申告書に記入
- ステップ4 … 申告書を提出

### 郵送申告にご協力を！

郵送申告をご利用の方の割合は年々、増えています。郵送であれば、密を避けられ、待ち時間も少なく申告できます！

## ステップ1 申告が必要かフローチャートで確認

(この申告は令和3年1月～令和3年12月のあなたの生活状況に基づき行うものです。)  
【スタート】

前年の1月1日から12月31日までの間に収入がありましたか？

※ 前年中の収入が遺族年金、障害年金、雇用保険等非課税所得のみの方は、「いいえ」に進んでください。

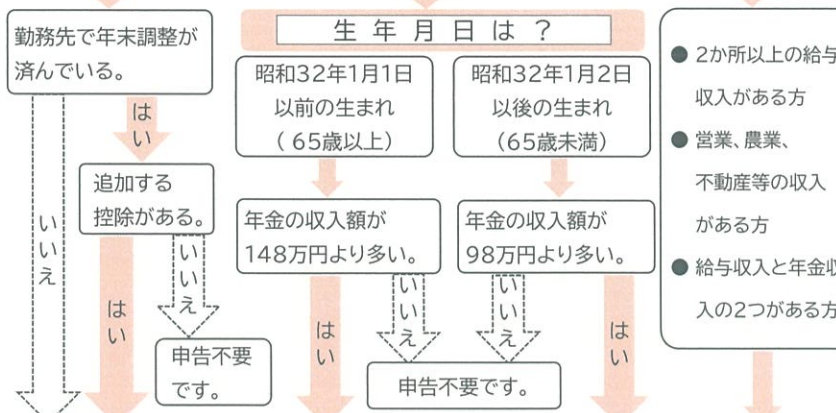
同居(又は市内在住)の親族が年末調整や申告であなたを扶養している。

はい  
いいえ

申告不要です。

市民税・県民税申告が必要です。このフローチャートの右側「ステップ3 申告書に記入(前年収入がなかった方)」を参考に申告書に記入してください。

- ① 給与収入があった(1か所のみ)
- ② 年金収入のみ
- ③ その他



市民税・県民税申告又は所得税の確定申告が必要です。(※)

(※) 申告が必要な方に該当した方でも、以下の全てに当てはまる場合は、市民税・県民税又は所得税の申告は不要です。

- 前年中の収入が公的年金のみである。
- 公的年金の収入が400万円以下である。
- 令和3年中に支払った国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の全額が公的年金から引かれている。
- 源泉徴収票に記載された控除内容のほかに追加する控除(配偶者、扶養、ひとり親、寡婦、障害、医療費、生命保険料等)がない。

## ステップ2 申告に必要な書類を確認

- 本人確認できるもの** (郵送の場合は添付不要です。)
  - 申告者のマイナンバーが分かるもの ※ (1)又は(2)のいずれか
    - (1)マイナンバーカード
    - (2)通知カード(番号確認)+運転免許証等(身元確認ができるもの) ※ 通知カードは記載事項に変更がないものに限りです。 ※ 個人番号通知書を番号確認書類とすることはできません。
  - 扶養する親族、専従者とする親族のマイナンバーが分かるもの
- 収入が分かるもの**
  - 源泉徴収票の写し(給与所得者や年金受給者)
    - 支払者から交付されます。お手元がない場合は、支払者に問い合わせてください。 ※ 源泉徴収票がどうしても用意できない場合は、給与明細や通帳の写し
  - 収入と必要経費が記載された帳簿類(営業所得、農業所得、不動産所得が該当)
    - ※ 営業所得…飲食店業、サービス業、外交員、検針員、大工など
- 控除として認められるもの**
  - 社会保険料の領収書又は控除証明書(国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料)
  - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
  - 医療費控除を受ける方
    - 医療費控除の明細書、医療費通知(領収書は、自宅で5年間保管してください。)
  - 障害者控除を受ける方
    - 障害者手帳の写し、障害者控除対象者認定書
  - 寄附金控除を受ける方
    - 寄附金の受領書・証明書

## ステップ3 申告書に記入(前年収入がなかった方)

※ 前年に収入があった方、控除を追加する方は、裏面の申告書記入方法をご確認ください。

前年に収入がなかった方(遺族年金、障害年金、雇用保険等の非課税所得を含む)は、下の順番で申告書を作成し、郵送で申告書の提出にご協力をお願いします。

① 赤枠の中の氏名、電話番号等の必要事項を記入する。

1月1日現在の住所	坂戸市千代田1-1-1		
現住所	坂戸市千代田1-1-1		
フリガナ	サカド タロウ	電話番号	049-283-1331
氏名	坂戸 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日	30・1・1	世帯主の氏名	坂戸 太郎
		続柄	本人
		基本コード	

② 『収入が「なかった」方』の記入欄に記入する。ただし、あなたがひとり親控除又は寡婦控除、障害者控除に該当する場合は、3 本人該当 に、扶養親族がいる場合は、4 扶養親族 に記入してください。

収入が「なかった」方  
~令和3年中の生活状況等を記入してください。~

1 住送りを受けていた、又は扶養になっていた。(仕送りをしていた、又は扶養していた人の氏名、住所、続柄を記入)

氏名	坂戸 三郎	住所	坂戸市千代田一丁目1番1号	続柄	父
----	-------	----	---------------	----	---

2 次のいずれかに該当する。

遺族年金  障害年金  預貯金  生活保護

学生  雇用保険  その他( )

3  本人該当、4 扶養親族 に該当する場合は、記入してください。 以上で、申告は終わりです。

③ 同封の返信用封筒で、申告書の提出をお願いします。

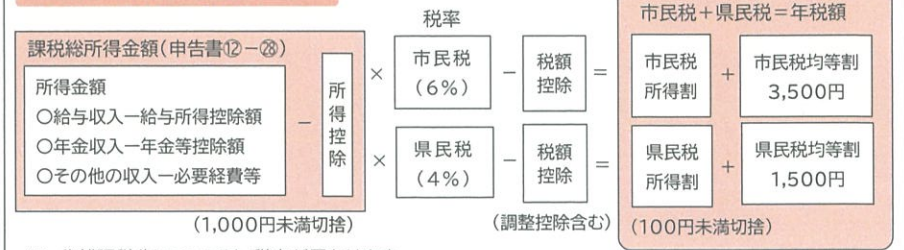
### 市民税・県民税に関する問合せ

坂戸市役所 総務部 課税課 市民税係 電話049-283-1331 内線275~279 (月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで 祝日を除く。)

### 所得税の確定申告に関する問合せ

川越税務署 電話049-235-9411 (月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで 祝日を除く。)

## 市民税・県民税の計算の流れ



※ 分離課税分については、税率が異なります。

## 「収入金額」と「所得金額」の違い

所得金額とは、収入金額から経費を差し引いた金額で、各所得金額の合計額が市民税・県民税の計算に用いられます。所得の合計額は、ひとり親控除、寡婦控除、配偶者(特別)控除、扶養控除の要件だけでなく、市民税・県民税の均等割や所得割の非課税判定にも影響します。

### 収入金額

給与及び年金の源泉徴収票に記載されている「支払金額」です。また、自営業、農業や不動産賃貸などの場合は、「売上金額」になります。

### 所得金額

収入金額から経費を差し引いた金額です。ただし、給与と年金は、その支払金額に応じて控除額が定められています。これを差し引いた額が、所得金額となります。給与所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に記載されている金額ですが、年金所得では、源泉徴収票に記載されていないので、計算式に基づいて算出する必要があります。

## 所得控除

所得控除とは、申告書中「2 控除に関する事項」の金額から計算した額を、所得の合計金額から差し引くことです。市民税・県民税は、(所得金額-所得控除)×税率で求めますので、所得控除が大きいほど、課される税額は低くなります。

## 市民税・県民税が非課税となる方

### 非課税の範囲

- 令和3年中の所得が「一定所得金額」以下の方
  - [均等割非課税] 280,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数\*1)人+100,000円+168,000円\*2
  - [所得割非課税] 350,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数\*1)人+100,000円+320,000円\*2
- 令和4年1月1日において、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ひとり親、寡婦、障害者、未成年者で、合計所得金額\*3が135万円以下の方
  - \*1 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族を含みます。
  - \*2 同一生計配偶者や扶養親族がいる場合のみ加算します。
  - \*3 分離課税の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方も寄附金について申告が必要です。

寄附先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、確定申告書や市民税・県民税申告書を提出(医療費控除、扶養控除の追加等)した場合、改めて、寄附金について申告しないと、寄附金に係る控除は適用されません。そのため、昨年中に寄附したすべてのふるさと納税の合計額を記入し、受領証等を添付してください。

## 所得税と異なる上場株式等の配当所得・譲渡所得の申告をする方

所得税と異なる課税方式を選択する場合、申告書裏面のNO.10に記入してください。また、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある場合、裏面のNO.11に記入してください。あわせて、確定申告書(控)の写しと年間取引報告書等を添付し、課税方式が異なる部分を明示してください。

※ 当該年度の納税通知書が送達された後での課税方式の選択や繰越控除の申告はできません。  
※ 申告不要を選択できるのは、特定口座内で源泉徴収されていることが条件です。

